

消防消第 92 号
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁長官

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（通知）

平素より、消防防災行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件（令和 6 年消防庁告示第 8 号。以下「改正告示」という。）が、別添のとおり告示されましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第 1 主な改正内容

1 市町村の消防の広域化の必要性（改正告示による改正後の市町村の消防の広域化に関する基本指針（以下「基本指針」という。）一、1）

(1) 大規模災害に備えた体制

令和 6 年能登半島地震のような甚大な被害をもたらす地震の発生が見込まれているなど、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒が必要であり、大規模災害の発生に備え、消防体制を確保すべき必要性が高まっていることに加え、応援部隊到着前の初動体制の確保や、応援部隊との効果的な連携体制の構築のため、一定の消防職員数の確保が必要であることを追記したこと。

(2) 感染症に備えた体制

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、救急体制への負担の増加や、職員

の感染等に対応するため、人員配置等を柔軟に行うことができる消防職員数の確保が必要であることを追記したこと。

(3) DXの進展への対応

高度な機器の導入・運用等や専門人材の育成・確保にも、消防本部の体制強化は有効であることに加え、消防指令システムの標準化は、システムの基本的な機能を共通化するものであり、広域化の検討の円滑化に資することを追記したこと。

2 令和6年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性(基本指針一、3)

(1) 中心消防本部の設定等

地域の核となり広域化の検討を主導する消防本部(以下「中心消防本部」という。)について都道府県が策定する推進計画に定めることができることを追記したこと。

(2) 中心消防本部の役割

中心消防本部の役割として、周辺の消防本部の広域化の意向確認、広域化の効果の調査、広域化に関する協議会等の設置、広域化実施に係る論点整理等に主体的に取り組み、広域化を主導すること等を追記したこと。

(3) 都道府県の役割

都道府県の役割として、中長期的な消防力のシミュレーション結果を市町村に提示し、他の消防本部と比較整理して説明することなどを通じ、広域化の機運を醸成することや、消防本部間での調整が困難な場合などには、市町村等の協議の場の設置を主導するなど積極的に関与することを通じ協議の実効性を確保することを追記したこと。

3 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策(基本指針一、4)

(1) 都道府県及び市町村に対する情報提供

広域化の推進に関する財政措置等の制度や広域化を実現した他の消防本部における優良事例等の情報提供を行うことを追記したこと。

(2) 相談体制の確保充実等

消防用車両出動シミュレーションシステムの活用を促し、広域化や連携・協力の検討の促進を図ることを追記したこと。

(3) 財政措置

広域化関連事業及び連携・協力関連事業について、新たな地方財政措置を講ずることを追記したこと。

- 4 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間（基本指針二）
令和 11 年 4 月 1 日を期限として広域化に取り組むことが必要としたこと。
- 5 推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに関する基準（基本指針三、2）
都道府県は、連携・協力の実施状況や、消防指令システムの標準化の進捗、検討状況も考慮して広域化対象市町村の組合せを検討することを追記したこと。
- 6 推進計画に定める連携・協力対象市町村の組合せに関する基準（基本指針三、4）
 - (1) 消防の連携・協力の意義
平成 31 年以降、広域化した 7 地域のうち 5 地域では、広域化前に連携・協力を実施しており、連携・協力の取組を進めることは、広域化を実現していくための下地となり、その後の広域化の実現につながるものと考えられるため、積極的な推進が必要であることを追記したこと。
 - (2) 推進計画へ位置付ける上での基本的な考え方
推進計画に位置付けることが望ましいものとして、7つの類型（①指令の共同運用、②消防用車両、資機材等の共同整備、③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務、④特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊等）の共同設置、⑤専門的な人材育成の推進、⑥訓練の定期的な共同実施、⑦現場活動要領の統一）等が挙げられることを追記したこと。
 - (3) 高機能消防指令センターの共同運用
指令の共同運用の効果を最大限に生かすために高度な運用も併せて実施を検討することが必要であり、都道府県においては、消防本部等と緊密に連携しながら、市町村の高機能消防指令センターの更新時期や標準化の進捗、検討状況を把握し、消防本部に対して指令の共同運用についての検討を促すことを追記したこと。

第 2 留意事項

- 1 中心消防本部の設定（基本指針一、3 関連）
平成 18 年以降、広域化を実現した地域の多くでは、都道府県や地域の核となる中心的な消防本部の積極的な取組等により、消防本部間の調整が円滑に行われていたことから、広域化に向けた検討を積極的に進めるための選択肢の一つとして、広域化を検討する地域ごとに、中心消防本部を推進計画に

定めることができるものとする。

都道府県は、広域化の規模や連携・協力等の状況などを考慮し、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。その上で、地域の実情に応じて必要な場合には、広域化対象市町村を管轄する消防本部の中から、当該消防本部の同意を得て、中心消防本部を定めることができるものとする。

なお、地域事情にもよるが、一般的には広域化を検討する地域の中で、管轄人口や消防職員数が多い消防本部を、中心消防本部と定めることが考えられること。

2 財政措置（基本指針一、4 関連）

これまでの地方財政措置に加え、新たに地方財政措置を講ずることを踏まえ、都道府県及び市町村は、広域化及び連携・協力の推進に一層取り組まれないこと。

地方財政措置の詳細は、令和6年3月29日付け消防消第96号「消防の広域化及び連携・協力の推進に係る地方財政措置について（通知）」を参照すること。

3 推進期限（基本指針二関連）

自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間（令和11年4月1日）を踏まえ、都道府県においては、中心消防本部の設定や、新たな連携・協力の類型等について推進計画へ位置付ける等、必要に応じて推進計画の変更等を行うこととし、広域化対象市町村においては、令和11年4月1日までの5年間で広域化を実現されたいこと。

第3 施行日

令和6年4月1日

消防庁消防・救急課 担 当：稲垣課長補佐、谷川係長、中村事務官 電 話：03-5253-7522 E-mail：keibou@ml.soumu.go.jp
--

消防の広域化及び連携・協力の推進に係る財政措置（令和6年度）（赤字→拡充項目）

消防の広域化	都道府県	普通交付税	消防広域化推進経費 ・広域化消防運営計画の作成等に関する情報提供、助言等及び消防広域化重点地域の指定、協議会への参加等に必要経費
		特別交付税 [※1]	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村	特別交付税 [※1]	消防広域化準備経費(中心消防本部0.7) ・広域消防運営計画策定経費 ・広域化協議会負担金 ・協議会委員報酬 ・広報誌作成費 等
			消防広域化臨時経費 ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要なシステム変更、規程の整備等に要する経費 等
		地方債	防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債 [※2、※3] ・消防署所等（消防署、出張所及び消防指令センターをいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備（広域化後5年度以内に完了するもの。） 一般事業債・一般補助施設整備等事業債 ・消防本部庁舎の整備
補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。		
連携・協力	府都県道	特別交付税 [※1]	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・ 消防の連携・協力に取り組む 市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
			消防広域化準備経費 ・消防指令センターの共同運用に参画するために、当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費（やむを得ない場合の機器更新費用を含む。） ・ 連携・協力実施計画策定経費、協議会負担金 等
	市町村	地方債 [※3]	消防広域化臨時経費 ・ 共同部隊の設置に必要な装備費 等
			防災対策事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築 [※4]（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） ・ 訓練施設の整備(連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。) 緊急防災・減災事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築 [※4]（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） ※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等 ・ 訓練施設の整備(連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。)
補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。		

※1 都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに行われたものに限る。

※特別交付税の措置率は中心消防本部を除き0.5

※2 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。

※3 広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までである。 34

※4 消防指令システム及び機器、指令センター建物及び用地（本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合、指令センター部分を按分）、消防救急デジタル無線の整備を含む。